

法学研究科 博士課程（後期課程）入学試験要項

1. 募集する課程・専攻および募集人数

課 程	専 攻	募集人数
博士課程（後期課程）	政治学専攻	5名
	私法学専攻	5名
	公法学専攻	5名

※ 外国人留学生の方は別冊の「2026年度大学院外国人留学生入学試験要項」を確認してください。

2. 出願資格

- (1) 修士の学位を得た者、および2026年3月末日までに修士の学位を得る見込みの者。
 - (2) 専門職学位を得た者、および2026年3月末日までに専門職学位を得る見込みの者。
 - (3) 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を得た者、および2026年3月末日までに修士の学位または専門職学位に相当する学位を得る見込みの者。
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を得た者、および2026年3月末日までに修士の学位に相当する学位を得る見込みの者。
 - (5) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を得た者、および2026年3月末日までに学位を得る見込みの者。
 - (6) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者、および2026年3月末日までに学位を得る見込みの者。
 - (7) 外国の学校、(5)の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者、および2026年3月末日までに認められる見込みの者。
 - (8) 文部科学大臣の指定した者。
 - (9) 本大学院において、個別の出願資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、2026年3月末日までに満24歳に達するもの。
- ※ 上記(8)による出願希望者は出願資格の認定が必要です。出願に先立ち今出川キャンパス教務センター（法学研究科）へ問い合わせてください。
- ※ 上記(9)による出願希望者は、事前に出願資格審査を受けなければなりません。出願希望者は、審査のため、事前に今出川キャンパス教務センター（法学研究科）（075-251-3511）に連絡のうえ、次の書類等を2025年11月10日（月）から11月17日（月）までに今出川キャンパス教務センター（法学研究科）へ郵送してください（必ず簡易書留速達郵便とすること。11月17日必着）。なお、出願資格審査の結果は2026年1月中旬までに現住所宛に通知します。（提出必要書類）
- ・ 出願資格審査申請書・履歴書（本学所定用紙 * ホームページからダウンロード）
 - ・ 卒業証明書および成績証明書（最終学歴にあたる学校の学校長が証明したもの）
 - ・ 志望理由書（A4判用紙横書、1,000字程度、自筆（ワープロも可））
 - ・ 修士論文に代わる業績（論文の数、字数等は制限しない）
 - ・ 出願資格判定のための参考資料（任意）
- 国家資格の保持、外国語能力、最終学歴にあたる学校を卒業した後の学習歴、実務経験・活動経験、職歴・役職、特定専門分野についての資質・能力を有していることを示すもの等。
- ※ 修了等の見込みにより出願し、入学試験に合格した者が、2026年3月末日までに当該見込みの内容を達成できなかった場合には入学を許可しません。

3. 試験会場

同志社大学今出川校地今出川キャンパス（京都市上京区今出川通烏丸東入）で実施し、教室は出願時に指示します。

4. 出願受付

出願は郵送に限ります（窓口では一切受け付けません）。

受付期間 2026年1月13日（火）～1月20日（火）（締切日消印有効）

郵送宛先 〒602-8580 今出川キャンパス教務センター（法学研究科）

郵送方法等

- 必ず簡易書留速達郵便とし、本学所定の「宛名ラベル」を使用してください（宛名ラベルは、本学ホームページから出願用所定用紙とともにダウンロードいただけます）。特定記録郵便または普通郵便のものは責任を負いません。
- 受験票を送付しても間に合わない場合は、試験当日、上記の事務室で交付します。

5. 試験日時・科目

専 攻	試験日	9:30	～	11:00	筆記試験終了後
政 治 学 私 法 学 公 法 学	2月21日(土)		英語、ドイツ語、フランス語の いずれか1か国語を選択		口述試験 ※持込参照一切不可

- 「外国語」については選択した外国語科目にかかわる日本語と当該言語の辞書（たとえば「英語」を選択した場合、英和辞書または和英辞書）1冊の持込みを認めます。ただし、電子辞書や専門用語に関する辞書を持ち込み使用することはできません。
- 次の①～⑦のいずれかに該当する者については、外国語試験を免除し、口述試験のみ行います。
 - 本学大学院法学研究科博士課程（前期課程）を2025年9月に修了した者および2026年3月に修了見込の者で、修士論文が特に優秀と認められるもの。
 - 本学大学院法学研究科博士課程（前期課程）を2022年9月から2025年3月までに修了した者で、事前の審査により修士論文が特に優秀と認められるもの。（希望者は出願受付までに今出川キャンパス教務センター＜法学研究科：075-251-3511＞に申し出てください）
 - 本学大学院他研究科博士課程（前期課程）または修士課程を2025年9月に修了した者および2026年3月に修了見込の者で、法学・政治学に関連する極めて優秀な修士論文を執筆し、当該研究科長の推薦があるもの。
 - 本学大学院他研究科博士課程（前期課程）または修士課程を2022年9月から2025年3月までに修了した者で、以下の表に示す外国語検定試験のいずれかの基準を2022年4月1日以降に満たし、法学・政治学に関連する極めて優秀な修士論文を執筆し、当該研究科長の推薦があるもの。
 - 本学大学院司法研究科を2022年9月以降に修了した者および2026年3月に修了見込みの者で、以下の表に示す外国語検定試験のいずれかの基準を2022年4月1日以降に満たし、出願時に同研究科において極めて優秀な成績を修め、司法研究科長の推薦があるもの。
 - 他大学大学院博士課程（前期課程）または修士課程を2022年9月以降に修了した者および2026年3月に修了見込みの者で、以下の表に示す外国語検定試験のいずれかの基準を2022年4月1日以降に満たし、法学・政治学に関連する極めて優秀な修士論文を執筆し、当該研究科長の推薦があるもの。
 - 司法試験に合格した者で、以下の表に示す外国語検定試験のいずれかの基準を2022年4月1日以降に満たしているもの。

国際連合公用語 英語検定試験	実用英語技能検定 (英検) 注1	ケンブリッジ英語検定 First Certificate in English (FCE)	TOEIC® LISTENING AND READING テスト 注2	TOEFL iBT® テスト 注3
A 級	1級	合格	750点以上	79点以上

IELTS (Academic Module) 注4	ドイツ語技能検定	Goethe-Zertifikat B1	実用フランス語 技能検定	DEL F B1
6.0以上	2級	合格 注5	2級	DEL F B1

注1 従来型英検、英検S-CBT、英検S-Interviewを利用することが可能です。合格証明書の原本を提出してください（デジタル証明書を用いての出願は認めません）

注2 TOEIC® LISTENING AND READING テスト（IP）は対象外です。TOEIC® LISTENING AND READING テストのスコアを利用する場合、公式認定証（Official Score Certificate）*の原本を提出してください。（デジタル公式認定証を用いての出願は認めません。）

※公式認定証とは、試験実施団体（一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会）が発行する紙の認定証を指します。発行方法は、試験実施団体にお問合せください。

注3 TOEFL ITP®テスト、TOEFL iBT® Home Edition (TOEFL iBT® Special Home Edition) のスコアは対象外です。なお、Test Date スコアのみを出願スコアとします。(MyBest™ スコアは利用できません。)

注4 IELTS コンピューター版、IELTS for UKVI の Academic Module も利用することが可能です (Centre stamp 押印済の Test Report Form 原本を提出してください)。IELTS オンライン版 (IELTS Online)、IELTS One Skill Retake で取得したスコアは対象外です。

注5 B1およびC2は全モジュールに合格。

〔注〕「外国語」については前記のように選択できますので、入学志願票の「選択科目等」欄に各自の受験する「外国語」を記入してください。ただし、外国語試験を免除された者は記入の必要はありません。

6. 出願書類

入 学 志 願 票 (本 学 所 定 用 紙) ※入学試験要項(願書)に同封。 ホームページからダウンロードはできません。	「志願票記入上の注意」にしたがって記入してください。 入学検定料納入後の入学志願票は次のように処理してください。 (1) 金融機関から納入する場合(ゆうちょ銀行および ATM は不可) 大学院志願票① ———— 写真票② ———— 本学へ提出 受験票⑤ ———— (写真票②に取扱金融機関収納印のないものは出願を受理しません) 振込依頼書③…………… 入学検定料を納入した金融機関が保管します。 入学検定料領収証④… 取扱金融機関収納印を確かめ、大切に保管してください。 (2) コンビニエンスストアから納入する場合 大学院志願票① ———— 写真票② ———— 本学へ提出 受験票⑤ ———— (写真票②にコンビニエンスストア入学検定料収納証明書が貼付されていないものは出願を受理しません) ※コンビニエンスストアを利用する場合は、振込依頼書③および入学検定料領収証④を使用しません。
成 績 証 明 書	出身大学長が証明し、博士課程(前期課程)、修士課程または専門職大学院で修得した全科目の成績および単位数を明記したもの。
修 士 論 文 ・ 研 究 計 画 概 要 等 ※梗概(論文要旨)及び 研究計画概要は本人 が作成した日本語に よるものを提出して ください。	(1) 〈修士論文を執筆している者、または執筆予定の者〉 ① 修士論文とその梗概(論文要旨)を各4部(どちらもコピーを提出すること) ② 研究計画概要(A4判400字詰原稿用紙3枚以内、また、ワープロを使用する場合は、A4判用紙横書きで1,200字以内) (2) 〈修士論文を執筆していない者〉 ① 以下のいずれかに該当する論文に相当するものを4部(コピーを提出すること) 1) 志望する専攻分野に関連する論文 日本語：A4判400字詰原稿用紙50枚以上、またはワープロを使用する場合は A4判用紙横書きで20,000字以上 英 語：ワープロ原稿で A4判用紙ダブルスペース11,000words 以上 2) 修了機関に正式に提出された修士論文に相当すると判断できるリサーチペーパー ② ①で作成した論文等の梗概(論文要旨)を4部(コピーを提出すること) ③ 研究計画概要(A4判400字詰原稿用紙3枚以内、また、ワープロを使用する場合は、A4判用紙横書きで1,200字以内) ※[5. 試験日時・科目]の(2)の⑤に該当する者については、①、②は提出不要

資格を証明する書類等	「5. 試験日時・科目」の(2)の③、④、⑤、⑥、⑦に該当するものについては下記書類等を提出してください。 「5. 試験日時・科目」の(2)の③に該当する者 ① 当該研究科長の推薦書 「5. 試験日時・科目」の(2)の④、⑤、⑥に該当する者 ① 当該研究科長の推薦書 ② 相当の語学力を証明する書類の原本(オリジナル) 「5. 試験日時・科目」の(2)の⑦に該当する者 ① 司法試験に合格したことを証明する書類の原本(オリジナル) ② 相当の語学力を証明する書類の原本(オリジナル) ※資格を証明する書類の原本(オリジナル)の返却を希望する場合は出願時に申し出てください。
修士・専門職学位 (取得見込)証明書	出身大学長が証明したもの。
写真 1 枚	出願前3か月以内に撮影した正面半身脱帽、背景無地のカラー写真(タテ3cm×ヨコ2.4cm：自動車運転免許証用と同サイズ)を写真票②の貼付欄に貼付してください(裏面に必ず氏名と生年月日を記入してください)。 なお、入学が許可された場合には、学生証用写真や教務情報等に使用します。
宛名シール 2 枚(4 片) (本学所定用紙) ※入学試験要項(願書)に同封。 ホームページからダウンロードはできません。	志願票記載の本人現住所を記入してください。

- ※ 上記の書類をそろえて、今出川キャンパス教務センター（法学研究科）へ郵送してください。
後日、受験票を郵送します。
- ※ **いったん受け付けた書類は返還しません（資格を証明する書類は除く）。**
- ※ 出願受付後は志望研究科および専攻の変更はできません。

7. 合格者発表

2026年3月3日（火）

受験者には可否通知を本人現住所宛に速達で郵送します。

合格者発表に関する電話等の問合せには一切応じません。

8. 長期履修学生制度

法学研究科での履修において、職業を有している等の事情により標準修業年限（博士後期課程3年）を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を修了することを希望される方は、出願に先立ち所定の申請書及び提出書類を2025年11月17日（月）までに、今出川キャンパス教務センター（法学研究科）へ郵送してください（必ず簡易書留速達郵便とすること。11月17日必着）。申請書は、本学ホームページ(同志社大学ホーム>入学案内>大学院入試>長期履修学生制度)よりダウンロードのうえ、作成してください。審査結果は1月中旬までに現住所宛に発送します。

(1) 対象者及び提出書類

	対象者	提出書類
①	職業を有しており、標準修業年限で修了することが困難な者	履歴書・雇用証明書
②	恒常的に家事、育児または介護に従事しており、標準修業年限で修了することが困難な者	家族全員の住民票
③	疾病を有しており、標準修業年限で修了することが困難な者	医師の診断書
④	身体に障がい有しており、標準修業年限で修了することが困難な者	障害者手帳の写し
⑤	その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると法学研究科長が認めた者	研究科長が指定する書類

※ ⑤で申請をされる場合は、10月31日（金）までに、今出川キャンパス教務センター（法学研究科）へ連絡のうえ、提出書類の指示を受けてください。

(2) 長期履修期間

長期履修の期間は、1年を単位として、4年以上6年まで認めます。

(3) 長期履修学生の学費

① 授業料 標準修業年限までの合計額を長期履修許可年限で除した額

② 教育充実費 標準修業年限の間は、所定の額
標準修業年限を超えた学期以降は、半額

詳細はP.128を参照してください。

※留学ビザで修学予定の方は、本制度の利用はできません。

9. その他

次の書類は本人が作成した日本語によるものを提出してください。

・出願資格審査申請時の「出願資格審査申請書・履歴書」および「志望理由書」

「入学検定料および納入方法」、「障がい等のある受験生の受験に際しての要望について」、「入学手続」はP.124を参照してください。